

京都市上下水道事業審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条第4号の規定に基づき、京都市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員（京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第5条第1項に規定する特別委員及び専門委員を含む。以下同じ。）の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、京都市公営企業管理者上下水道局長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第4条 部会の構成員（以下「部会委員」という。）は、委員のうちから、会長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、部会委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

6 部会は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営戦略室において行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。